

令和8年度（2026年度）

尼崎市育休任期付職員採用候補者名簿登録 募集案内

専門職

申込みはこちら↓

- ◆ 受付期間 いつでもエントリー可
- ◆ 受付方法 インターネットによる申込み
※市役所窓口では受け付けません



<https://public-connect.jp/user/employer/8453>

1 育休任期付職員について

- (1) 育休任期付職員とは、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用する職員です。
- (2) 育休任期付職員の任用期間は、職員が育児休業を取得する期間に応じ、任用年度を含めて最長3年度です。育児休業を取得する職員の育休期間が終了した後も、別の職員が育児休業を取得する場合は、通算3年度を限度として任用を継続します。なお、任用の継続に伴い、人事異動となる場合があります。
- (3) 「職員の条件付採用に関する規則」に基づき、正規職員と同様任用から6か月間は条件付き採用期間とします。
- (4) 勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）は、基本的に正規職員と同様ですが、育児休業は取得できません。
- (5) 任用中は勤務条件だけではなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となりますので、基本的には育児休業を取得している職員の業務を担当していただきます。
- (6) 名簿登録有効期間は登録されてから3年間です。名簿登録された場合も必ず採用されるとは限りません。

2 募集区分、応募要件

区分	学歴	生年月日	応募要件 (専攻学科・資格等)
福 祉	不問	不問	社会福祉主事任用資格を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人 社会福祉法に基づき次のいずれかに該当する方をいいます。 ア 学校教育法に基づく大学等において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」を3科目以上履修し卒業した方 イ 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方 ウ 社会福祉士、精神保健福祉士(採用予定日までに登録手続が必須です。)
土 木	高校卒以上		・P.4に記載の資格を有している人 ・学校において、各職種に関するP.4～5に記載の専門課程を1科目以上修めて卒業した方又は採用予定日までに卒業見込みの人
建 築			
電 気			
機 械			
造 園			
環境・衛生 ※薬剤師・獣医師含む	大学卒以上		・薬剤師免許を有する人又は採用予定日までに薬剤師国家試験に合格のうえ、薬剤師免許登録申請済みとなる人 ・獣医師免許を有する方又は採用予定日までに獣医師国家試験に合格のうえ、獣医師免許登録申請済みとなる人 ・学校において、P.4～5に記載の専門課程を1科目以上修めて卒業した人又は採用予定日までに卒業見込みの人
保 健 師	不問	保健師免許を有する人	
保 育 士		保育士資格を有する人	

留意事項

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- (2) 育休任期付職員採用試験については、同一年度内に1回のみ受験可能です(複数回受験不可)。正規職員採用試験、会計年度任用職員採用試験とは併願可能です。育休任期付職員採用候補者名簿登録にすでに登録されている方は受験できません。
- (3) 育休任期付職員採用試験への応募は事務職及び専門職のうち、いずれか1つの試験区分のみ申込みが可能です。
- (4) 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。
- (5) 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

3—1 （福祉）受験資格の詳細と提出書類

各書類をスキャンし、そのデータを職員採用管理システムの申込項目内に添付してください。氏名変更されている場合は、変更が分かる書類も提出してください。

(1) 【社会福祉士】・【精神保健福祉士】を保有している方（SPI（能力検査）免除）
資格の登録証

(2) 【社会福祉士】・【精神保健福祉士】の取得見込みの方
「社会福祉士」または「精神保健福祉士」の受験資格を証明する書類

(3) 大学(短期大学等)または養成機関で任用資格を取得した人(見込みを含む。)
社会福祉主事任用資格取得(見込)証明書または養成機関又は講習会の修了(見込)証明書

大学等で発行できない場合

- ・大学等における全ての履修科目を確認できる書類(成績証明書等) 該当する履修科目をマーカー等で分かるようにして提出してください。
- ・科目が「〇〇I」「〇〇II」など分かれている場合は、全てを履修したことが分かるよう当該科目を履修した年度のシラバス等の写しを提出してください。

3—2（土木・建築・電気・機械・造園・環境衛生（薬剤師・獣医師含む））受験資格の詳細と提出書類

各書類をスキャンし、そのデータを職員採用管理システムの申込項目内に添付してください。氏名変更されている場合は、変更が分かる書類も提出してください。

資格を有している方

以下の資格を有している方はS P I（能力検査）免除となります。（性格検査は受験が必要です。）資格を所有していることがわかる書類の提出が必要です。

	資格名
土 木	■1級・2級土木施工管理技士 ■技術士（上下水道部門、建設部門） ■技術士補（上下水道部門、建設部門） ■測量士 ■測量士補
建 築	■1級・2級建築士 ■技術士（建築部門） ■技術士補（建築部門） ■1級・2級建築施工管理技士 ■建築設備士
電 気	■1級・2級電気工事施工管理技士 ■技術士（電気電子部門） ■技術士補（電気電子部門） ■電気主任技術者（第一種、第二種、第三種のいずれか） ■設備設計一級建築士 ■エネルギー管理士 ■建築設備士
機 械	■1級・2級管工事施工管理技士 ■技術士（機械部門、環境部門） ■技術士補（機械部門、環境部門） ■設備設計一級建築士 ■エネルギー管理士 ■建築設備士
造 園	■1級・2級造園施工管理技士 ■技術士（建設部門） ■技術士補（建設部門） ■公園管理運営士 ■自然再生士 ■樹木医
環境・衛生 ※薬剤師・獣医師含む	■薬剤師 ■獣医師（取得見込みの方はS P I（能力検査）の受験が必要です。）

各職種に関する専門課程を1科目以上修めた方

・該当する履修科目をマーカー等で分かるようにして提出してください。環境・衛生区分に関しては、履修科目が多岐にわたるため、全ての履修科目を確認できる書類（成績証明書等）の添付のみで結構です。

・受験資格の各試験区分に関する学科・専門課程を修めているかどうか判断が難しい場合には履修科目を確認できる書類を準備の上、必ず事前に人事課へお問い合わせください。

(1) 大学院、大学、短期大学等卒業者

全ての履修科目を確認できる書類（成績証明書等）を提出してください。

(2) 高校卒業者

成績証明書や卒業証明書等、専門課程を履修したことがわかる書類を提出してください。

	各種専門課程の履修科目
土 木	測量学、測量学実習、構造力学（応用力学）、計画学（社会資本計画学・都市計画・土木）、水理学、コンクリート工学・建築材料学（材料・施工）
建 築	構造力学、建築材料・施工学、建築構造、建築計画学、都市計画学、設計演習、建築史、環境工学、建築設備・施工
電 気	電気回路・電磁気学、電気計測・制御（制御工学等）、電気機器・電力工学（エネルギー伝送工学等）、電子工学（電子回路・半導体工学・集積回路工学・エレクトロニクス等）、情報・通信工学（通信システム・通信ネットワーク等）

機 械	材料力学、機械材料（工業材料）、流体力学、機械力学、熱力学（伝熱工学等）、機械設計、電気（電気回路等）・情報・通信工学（通信システム・通信ネットワーク等）
造 園	造園学原論、園関連基礎、造園材料・施工、土木材料・施工、造園管理、土質工学、園芸学、測量、造園計画・設計（都市計画・地方計画）、環境デザイン、都市環境デザイン、緑環境、緑地計画、ランドスケープ
環境・衛生	農芸化学、理学・工学・農学の化学系や環境系

3—3（保健師・保育士）提出書類

各書類をスキャンし、そのデータを職員採用管理システムの申込項目内に添付してください。氏名変更されている場合は、変更が分かる書類も提出してください。

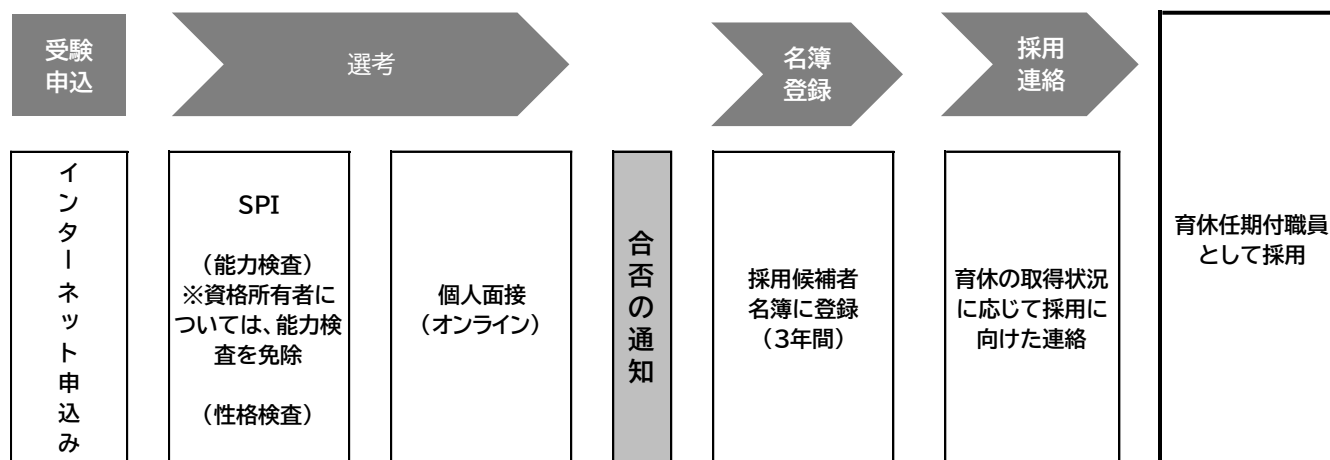
	必要書類
保 健 師	■保健師免許を有する人は保健師免許登録書をご提出ください。 ※保健師免許取得見込みの方はご提出不要です。
保 育 士	■保育士証 ※資格取得見込みの方は受験時には提出不要です。

4 職務内容

区分	職務内容
福 祉	在宅及び福祉施設における福祉に関する支援・助言・指導、こどもの福祉、その他の福祉施策の推進、児童相談所におけるケースワーク（児童福祉司）、一時保護施設における生活指導（児童指導員）等業務及び一般行政事務
土 木	土木関連施設の整備・維持保全に関する専門的業務及び一般行政事務
建 築	建築行政、施設の整備・営繕に関する専門的業務及び一般行政事務
電 気	電気設備の営繕・整備・維持保全等に関する専門的業務及び一般行政事務
機 械	機械設備の営繕・整備・維持保全等に関する専門的業務及び一般行政事務
造 園	都市緑化等に関する専門的業務及び一般行政事務
環境・衛生 ※薬剤師・ 獣医師含む	環境行政、各種衛生検査、動物愛護対策・食品衛生監視等に関する専門的業務及び一般行政事務
保 健 師	保健所の保健指導業務等及び一般行政事務
保 育 士	保育所の保育業務、子どもの育ち支援業務、一時保護施設における生活指導（児童指導員）及び一般行政事務

5 選考フロー

選考フローについては下図のとおりです。なお、具体的な選考日時については、個別にご連絡します。



6 試験内容

【選考】SPI（基礎能力検査（択一式））

試験方法	性格検査・能力検査
試験場所・方法	性格検査：自宅等（オンライン） 能力検査：テストセンター 株式会社リクルートマネジメントソリューションズが設置している全国のテストセンター会場で受験いただきます。（会場情報 https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html ）
注意事項	■SPI受験予約方法は、パブリックコネク트에登録されたメールアドレス宛てに通知します。 ■テストセンターの予約が混み合うことが予想されますので、余裕をもって申込みをお願いします。 ■SPI（性格検査）は、面接や採用時の参考資料とするために実施します。 ■いかなる場合も期限を過ぎた場合は結果を受け付けることはできません。前回結果を送信する場合も期限までに送信を完了するようにしてください。

【選考】個人面接（オンライン）

試験方法	オンライン
注意事項	■カメラ・マイク機能を備えたパソコンやスマートフォン等及びWi-Fi等のインターネット環境を各自で準備していただく必要があります。 ■事前に動作確認をお願いします。

7 受験申込手続

持参・郵送による受付はしませんので必ずインターネットでお申込みください。

申込方法	(1) <u>受験申込みにはパブリックコネクト（官公庁採用プラットフォーム）の会員登録（無料）が必要になります。（URL：https://public-connect.jp/employer/8453）</u> <u>登録時に、基本情報、学歴、職歴等の情報入力が必要です。（既に登録済みの場合、新たな登録は不要です。）</u> (2) 本登録後、パブリックコネクトにて、【職員募集】のカテゴリーから、ご希望の職種を選択してエントリーを行ってください。 (3) エントリーが完了すると、「エントリー完了のお知らせ」メールが通知されます。
個人情報	パブリックコネクトにご登録いただいた情報は、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事業以外の目的で使用することはありません。
注意事項	■ 「@city.amagasaki.hyogo.jp」「@public-connect.jp」「@arorua.net」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください（スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください）。 ■ 「エントリー完了のお知らせ」メールが届かない場合はパブリックコネクトの問い合わせ窓口までお問い合わせください。 ■ 申込受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、パブリックコネクトの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、パブリックコネクトの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがあります。あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込遅延等には対応できませんのでご注意ください。 ■ 申込者が使用するパソコン等の機器や通信障害に関するトラブルには対応できません。また、申込みに係る通信料は申込者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。 ■ 申込受付期間中に申込みが完了しなければ、いかなる理由があっても受付できません。 ■ <u>資格をお持ちの方については、受験する試験区分に関連しないものであっても、可能な限りパブリックコネクトのプロフィール欄にご記入ください。（ex. 図書館司書、TOEIC・英検、IT パスポート、簿記、自動車運転免許）</u>
添付書類	■ 顔写真のデータ ・ 申込前3か月以内に撮影した本人と確認できる明瞭な写真データ、上半身、脱帽、正面向き。 ・ データサイズは最大3MBです。

- (1) 採用選考合格者は、採用される資格を取得します。
- (2) 採用される資格を取得すると、合格発表日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて、採用される資格の有効期間（最終合格発表の日から3年間）の間に順次採用されます。（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、最終合格しても必ず採用されるとは限りません。）
- (3) パブリックコネクトにて合否結果を通知します。不合格の場合は、採用候補者名簿へ登録されません。
- (4) 採用が決定した場合は、その後の手続きとして、採用前健康診断の受診や必要書類の提出などのご対応をいただきます。
- (5) 採用候補者名簿の有効期限は名簿登録された日から3年間有効です。なお、有効期限が過ぎた日以降は、自動的に失効し、名簿の登録が終了することとなります（失効についての通知等はいりません）。
- (6) 留意事項

2026年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（2024年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等に接する業務については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。確認の結果、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用をしない場合や採用後の配置について制限がかかる場合があります。このため、あらかじめ採用までの過程において、書面等により、特定性犯罪の前科の有無の確認を行うとともに、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。（特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容はP.10・11をご確認ください。）

9 給与

(1) 給与（地域手当を含みます。）

令和8年（2026年）5月1日現在

学歴	高校卒	高校卒+10年	大学卒	大卒+10年
給与月額	241,704円	285,444円	267,192円	289,872円
年収	約402万円	約475万円	約444万円	約482万円

※上記はあくまでも参考例であり、給与の最低額を保証するものではありません。

※給与支給月額が上限に達する場合があります。

(2) 賞与（期末・勤勉手当）

6月・12月の年2回支給（令和7年度（2025年度）実績4.65か月）

※ 在職期間で支給率が変動しますので、初年度は上記の年収より減額となります。

(3) その他手当

扶養手当・住居手当・通勤手当等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

※ (1)の給与にはその他手当は含まれていません。

10 勤務形態及び休暇等

(1) 勤務形態

勤務時間は月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分までです。ただし、勤務場所によっては異なる場合があります。

(2) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇（在職期間に応じて変動します。）などがあります。

(3) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

尼崎市役所本庁舎は、敷地内禁煙です。

※ 勤務場所により、受動喫煙防止措置の状況は異なります。

別紙

特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容は以下をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一

条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

尼崎市採用試験HP



尼崎市採用担当X



尼崎市公式FB



お問い合わせ先 尼崎市総務局人事管理部人事課
住 所 〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目5-20
市政情報センター2階
電 話 (06) 6415-6167 (直通)
F A X (06) 6415-6481
M A I L ama-saiyou@city.amagasaki.hyogo.jp

